

議員提出議案第5号

葛飾区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月28日

提出者	12番	梅沢 とよかず	13番	伊藤 よしのり
	19番	かわごえ 誠一	22番	秋 家 聡 明
	23番	平田 みつよし	30番	小 林 ひとし
	31番	中 村 しんご	32番	三小田 准 一
	33番	小 山 たつや	34番	く ぼ 洋 子
	35番	黒柳 じょうじ	40番	大 高 拓

葛飾区議会議長 筒井 たかひさ 殿

(提案理由)

葛飾区組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区議会委員会条例の一部を改正する条例

葛飾区議会委員会条例(昭和34年葛飾区議会条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務部」の次に「、施設部」を加える。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。